

# IASB 公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS 第 9 号の修正案）」の解説

ASBJ 専門研究員 堀 ともみ 友美

## I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2017 年 4 月 21 日に、公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS 第 9 号の修正案）」（コメント期限：2017 年 5 月 24 日）（以下「本公開草案」という。）を公表している。本稿では、本公開草案が公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

## II. 本公開草案の背景

### 1. IFRS 第 9 号における「SPPI 要件」と「期限前償還要素」

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）に代わる金融商品に関する新しい会計基準であ

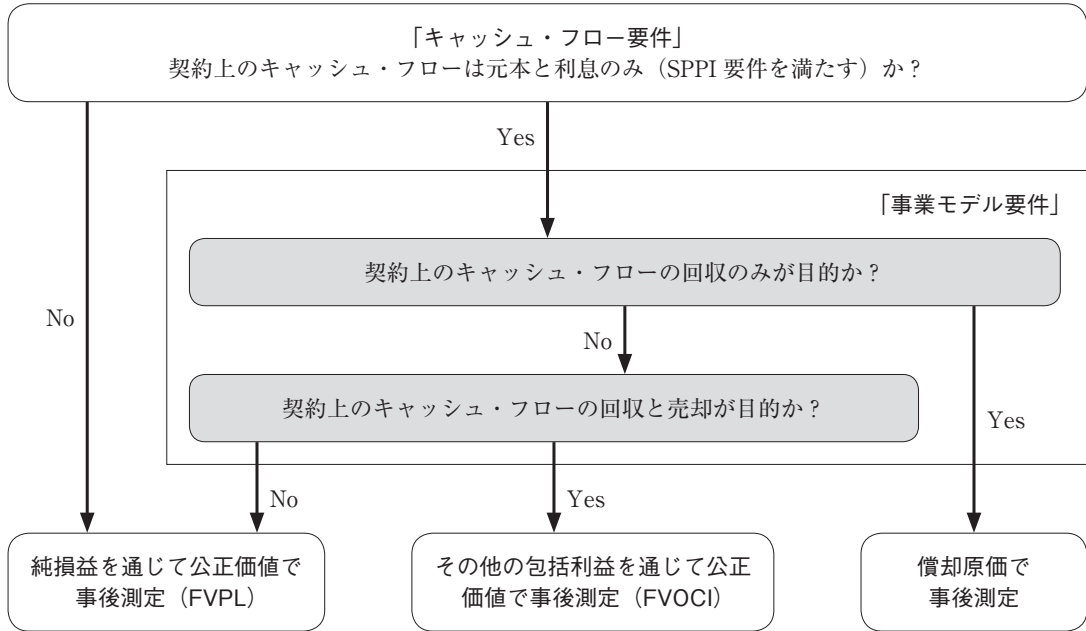
り、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（早期適用は可能である。）。

IFRS 第 9 号は、金融資産を償却原価若しくは FVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値<sup>1</sup>）により事後測定する要件の 1 つとして、「当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息のみ（solely payments of principal and interest；SPPI）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じること」（以下「SPPI 要件」という。）を求めている（図表 1 参照）。

したがって、ある金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件（例えば、期限前償還オプション）を含んでいる場合には、その契約条件により当該金融商品の存続期間にわたり発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フロー（例えば、期限前償還金額）が、SPPI 要件を満たすものであるのかどうか判定することが求められる。IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)では、SPPI 要件を満たす契約条件の例示として、負

1 FVOCI に区分される金融資産は、実効金利法による償却原価により測定した場合に純損益に含めて認識したであろう金額を純損益に含めて認識し、その金額と公正価値の変動額との差額はその他の包括利益に含めて認識することにより事後測定される。本稿では、金融資産が FVOCI に区分されることも含めて「償却原価測定」と呼んでいる。

図表 1 IFRS 第 9 号における金融資産の分類



債性金融商品の契約条件に期限前償還要素が含まれている場合であっても、その期限前償還金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額を表している場合を示しており、当該金額には「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」が含まれる場合があるとしている。

元本残高に対する利息の未払額（これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）を表しているもの

IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項（下線は筆者による強調追加）

以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例である。

- (b) 発行者（すなわち、債務者）が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者（すなわち、債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び

## 2. 利害関係者から示された懸念

IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、特定の期限前償還要素が付された負債性金融商品について、その期限前償還金額が元本及び利息の未払額より多い可能性も少ない可能性もある場合に、当該金融商品が SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しているのかどうかについて質問する要望書を受け取った。

要望書に記載された具体的な取引の概要は、次のとおりである<sup>2</sup>。

2 IFRS-IC に提出された要望書では、そのほか、公正価値による期限前償還オプション（例えば、負債性金融商品の発行者に対し、期限前償還時の公正価値を期限前償還価格として期限前償還を行うことを認めるオプション）も取り上げられていた。

- ① ある金融資産の契約条件において、債務者が期限前償還オプションを行使した場合には、期限前償還時の元本ではなく、当該商品の契約上の残存キャッシュ・フローを期限前償還時の市場金利により割引いた金額を期限前償還金額とすることとされている。
- ② 期限前償還時の市場金利が当初契約時から上昇したことにより、期限前償還金額が期限前償還時の元本の金額より少なくなったため、債務者の返済額は元本よりも少ない金額となる。

要望書の提出者は、このように負債性金融商品の債務者側が期限前償還オプションを行使したにもかかわらず、これによる実質的な負担を債権者側が受け入れなければならないような場合に、この債権者による負担はIFRS第9号のB4.1.11項(b)における「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当し、SPPI要件の評価に影響を与えないこととよいかと質問していた。

IFRS-ICは、IFRS第9号のB4.1.11項(b)における「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は、契約の早期解約を選択する当事者が、当該選択を受け入れなければならない当事者に対して追加の補償を支払う場合のことを指しており、要望書に記述された、契約の早期解約を選択する当事者が、実質的に補償を受け

取る場合（以下「負の補償」という。）は、「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当しないと結論づけた。

ただし、IFRS-ICはIASBに対し、「負の補償」を伴う期限前償還要素を有する特定の負債性金融商品に関して償却原価測定を適用することが有用な情報を提供する可能性があるのかどうか、また、その可能性がある場合に、関連するIFRS第9号の要求事項を変更する必要があるのかどうか検討することを提案した。

IASBは、IFRS第9号を導入する間に識別された論点について対応する予定であるとして、本論点に関連するIFRS-ICの提言及び金融機関（業界団体含む。）が示した懸念に照らして、IFRS第9号の狭い範囲の例外を提案することを決定した。

### Ⅲ. 本公開草案の概要

本公開草案では、特定の「負の補償を伴う期限前償還要素」を有する負債性金融商品について償却原価測定に適切となるようにするため、既存のIFRS第9号に、以下の①例外の対象、②発効日、③経過措置に関する定めを追加することを提案している。

#### IFRS第9号B4.1.12A項（①例外の対象）

B4.1.10項にかかわらず、他の点では4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たすが、発行者が負債性金融商品を期限前償還することを認めている（若しくは要求している）か又は保有者が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている（若しくは要求している）契約条件のみによって条件を満たさない金融資産は、次の両方に該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適切である（4.1.2項(a)の条件又は4.1.2A項(a)の条件を満たすことが条件となる）。

- (a) 期限前償還金額がB4.1.11項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を受け取る可能性があることのみである。
- (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

**IFRS 第9号 7.1.7 項 (②発効日)**

[日付] 公表の [案] 「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正)により、7.2.5A 項及び B4.1.12A 項が追加された。企業は当該修正を 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

**IFRS 第9号 7.2.5A 項 (③経過措置)**

適用開始日 (又は企業が B4.1.12A 項を最初に適用する日の方が遅い場合には、その日) において、期限前償還要素の公正価値が B4.1.12A 項(b)に従って僅少なかどうかを、企業が当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて評価することが実務上不可能 (IAS 第8号で定義) である場合には、企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性を、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて、B4.1.12A 項における期限前償還要素を考慮に入れずに評価しなければならない (IFRS 第7号の第42T 項も参照)。

以下では、本公開草案の概要を説明する。

**1. 例外の対象**

**(1) 本公開草案の B4.1.12 項(a)の条件について**

IASB は、IFRS 第9号は長い時間をかけて開発された基準であること<sup>3</sup>や、IFRS 第9号の発効日が迫っていることから、修正案の範囲は精密なものとするのが、IFRS 第9号における金融資産の分類及び測定に関する原則を維持するとともに、IFRS 第9号の発効日までの最終基準化に間に合わせるために必要であると考へた。

IASB は、IFRS 第9号における金融資産の分類及び測定に関する原則を支えるのは、償却原価は特定の状況において特定の金融資産に関する有用な情報を提供するという見解であると考へている。IASB は、償却原価は実効金利法を用いて計算されることにより、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を反映する情報を提供すると考へている。また、IASB は、実効金利法は、元本及び利息を表す単純なキャッシュ・フローを有する金融商品に

ついてのみ適切であると考へており、IFRS 第9号において SPPI 要件が設けられている理由は、実効金利法が有用な情報をもたらす金融商品を識別するためであるとしている。

図表2は、本公開草案で提案されている例外の対象と現行の取扱いを示したものである。IASB は、パターン①の場合には、契約の早期解約を選択する当事者が実質的に補償を受け取る可能性がある (すなわち「負の補償」が生じる可能性がある) ため、このような条項が契約条件に含まれている負債性金融商品は、IFRS 第9号の B4.1.11 項(b)の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当せず、SPPI 要件を満たさないことから、償却原価測定は適切ではないと考へている。

ただし、IASB は、「負の補償」が生じる可能性があるパターン①の場合における金融資産の期限前償還金額も、元本及び利息の未払金額に関連する「市場金利の変動」の影響を反映する金額を加算 (又は減算) した金額であるという点では、パターン②の場合において金融資産から生じる可能性のあるキャッシュ・フローの内容と異なる性質の契約上のキャッシュ・フ

3 IFRS 第9号による IAS 第39号の置換プロジェクトは3つのフェーズに分けて行われており、金融資産の分類及び測定については第1フェーズ (2009年版) で完了している。また、2014年に公表された最終版においては、金融資産の分類及び測定の限定的な修正が行われている。

ローを取り込むものではないと考えた。

したがって、IASBは、契約の早期解約を選択する当事者が、それに対する合理的な追加の補償を「受け取る」可能性があるという点を除

き、期限前償還金額がすべての点でIFRS第9号のB4.1.11項(b)に合致する金融資産に関しては、償却原価測定が財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性があるとしている<sup>4</sup>。

図表2 本公開草案で提案されている例外の対象

契約を早期解約した側	パターン	市場金利の当初からの変動	「補償」を受け取る側	償却原価測定の可否	
				現行	本公開草案
債務者	①	↗	債務者	×	○
	②	↘	債権者	○	○
債権者	②	↗	債務者	○	○
	①	↘	債権者	×	○

(2) 「契約の早期終了に対する合理的な追加の補償」の解釈について

上述のとおり、本公開草案で提案している償却原価測定に適合する条件の対象は、「負の補償」が生じる可能性があることを除き、既存のIFRS第9号のB4.1.11項(b)に合致する期限前償還要素についてのみである。これにあたり、IASBは、IFRS第9号のB4.1.11項(b)に該当しない（したがって、本公開草案のB4.1.12A項(a)にも該当しない）場合の例示を本公開草案の結論の根拠に記述している。

具体的には、IASBは、現在の公正価値で期限前償還される金融資産における期限前償還要素は、「負の補償」を生じる可能性があるからというだけでなく、当該金額が保有者を当該金融商品の公正価値の変動に晒しており、そうし

たエクスポージャーから生じる契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみではないため、IFRS第9号のB4.1.11項(b)における「契約の早期解約に対する合理的な補償」ではないと結論づけている。また、関連するヘッジ手段を解約するための公正価値コストを含む金額により期限前償還可能な金融資産についても、その期限前償還金額が保有者を元本及び利息の支払のみではない契約上のキャッシュ・フローを生じる可能性のある要因に晒すことによりIFRS第9号のB4.1.11項(b)に合致しない場合には、同様の結論になるとされている。

2. 例外の範囲の限定

IASBは、例外の範囲を十分に狭くし、実効金利法が有用な情報を提供できる金融資産の母

4 本公開草案のBC16項では、負の補償を伴う期限前償還要素は、他の点では「ブレイン・パニラ」である特定の種類の融資金商品（企業向けローンや個人向けの住宅ローンなど）において一般的であり、このような資産を償却原価測定して正味金利マージンなどの主要指標に含めることで、当該金融資産の運用成績に関する最も有用な情報が財務諸表利用者へ提供されるとする利害関係者の見解が紹介されている。なお、2017年3月に開催された第16回会計基準アドバイザリー・フォーラム（以下「ASAF」という。）会議のサマリーによると、負の補償を伴う期限前償還要素を有する金融商品はヨーロッパ及びオーストラリア等においてみられるようである。

<http://www.ifrs.org/About-us/IASB/Advisory-bodies/ASAF/Documents/ASAF-Summary-March-2017.pdf>

集団を超えて償却原価測定が拡大されないようにするために、本公開草案の B4.1.12A 項(b)を設け、企業が当該金融資産を当初認識する時点で期限前償還要素の公正価値が僅少であることを要求している。

IASB は、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素は、債権者に対し債務者の信用力以外の理由で元本を回収できないこと、あるいは、債務者に対し当初の債務より多額に支払うことを強制する可能性があることから、「基本的な融資の取決め<sup>5)</sup>」と整合的ではないため、SPPI 要件の例外となると結論づけている。

さらに、IASB は、「負の補償」を伴う期限前償還要素は、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)で扱われているキャッシュ・フロー金額と異なる契約上のキャッシュ・フロー金額を取り込むものではないことから、実効金利法による計算を行うことは可能であるが、「補償」を生じる状況(頻度)を変更するものであるとしている。そのため、債権者は期限前償還要素の行使に関連した契約上のキャッシュ・フローの見積りの改定を反映するために、償却原価の再計算を要求される可能性が高くなる。IASB は、帳簿価額総額の上方向修正と下方向修正を頻繁に認識することは、実効金利法の目的と一般的に矛盾するものであるため、帳簿価額の修正の頻度を著しく増大させるような例外を設けることは不適切であろうと考えている。

そのため、IASB は、例外の範囲を限定して、期限前償還が(したがって「負の補償」も)生じる可能性が低い場合にのみ金融資産が償却原価測定に適格となるようにするための単純明快な方法として、この条件を置くことを提案している。

### 3. 発効日

本公開草案は、本修正の発効日を IFRS 第 9 号の発効日と同じ(2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度。早期適用は可能である。)とすることを提案している。しかし、IASB は、多くの企業が IFRS 第 9 号の導入を進めており、IFRS 第 9 号の発効日より前にこれらの修正の影響を決定するための十分な時間がないかもしれないことや、一部の法域では翻訳及びエンドスメント活動のための時間が必要となるであろうことから、発効日をこれより遅くして早期適用を認める方が適切かどうかに関するフィードバックを求めている。

### 4. 経過措置

本公開草案は、既存の IFRS 第 9 号における経過措置と同様に遡及適用が提案されており、企業は、期限前償還可能な金融資産が本公開草案の B4.1.12A 項に示した条件を満たすかどうかを、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて判定することが必要となる。

IASB は、本公開草案の B4.1.12A 項(b)の「企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である」とする要件については、当該情報が IAS 第 39 号の組込デリバティブの要求事項を適用するために要求されることから、大半の場合に、企業は必要な情報を有しているであろうと考えているが、当該判定を当該資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて行うことが実務上不可能である場合には、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を、本公開草案で示している例外の提案を考慮に入れずに評価しなければならないとしている。また、本公開

5 IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項では、「元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。」とされている。

草案で提案する修正に対応するため、IFRS 第7号「金融商品：開示」に開示要求を追加するとともに、IFRSの初度適用企業に対しても、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」において既存の要求事項と類似する修正が提案されている。

なお、本公開草案では、IFRS第9号を既に早期適用している企業については特別の経過措置を設けていないが、IFRS第9号における経過措置はそれぞれを一度しか適用しないこととされているため、これらの企業が本公開草案による改訂を適用する際にはIFRS第9号の経過措置を適用できない。したがって、IASBは、これらの企業に対し、固有の追加的な移行上の考慮事項があるかどうかに関するフィードバックを求めている。

#### 5. IASB ボードメンバーによる代替的見解

本公開草案は、13人のボードメンバーのうち、11名の賛成により承認された<sup>6</sup>。1名は、IFRS第9号を本公開草案で提案しているように修正する説得力のある理由はないとして、本公開草案の公表に反対している。

### IV. 本公開草案における質問事項

本公開草案では、主に次の質問がされている。

- (1) IASBが特定の期限前償還要素を有する金融資産にIFRS第9号を適用した場合の分類に関して示された懸念に対処を図るべきであることに同意するか。
- (2) 本公開草案のB4.1.12A項で提案された例外の条件に同意するか。
- (3) 本公開草案で提案された例外の発効日

(IFRS第9号の発効日と同じ)に同意するか。同意しない場合は、特に(早期適用は認めるとして)より遅い発効日の方が適切と考えるか。

- (4) 本公開草案が提案する、原則として提案された例外を遡及適用し、実務上不可能である場合には具体的な経過措置を適用することに同意するか。また、本公開草案は、この例外を適用する前にIFRS第9号を適用する企業について、具体的な経過措置を提案していないが、このような企業に対し具体的に対処する必要がある追加的な移行上の考慮事項があると考えられる場合、どのようなものがあるか。

### V. 今後の予定

通常、公開草案に対するコメントには120日のコメント期間が与えられるが、IASBは、今回の修正案は論点の範囲が狭く、緊急性があるものと主張したため、デュー・プロセス監督委員会の承認を経て、コメント期間は最短の30日間まで短縮された。IASBは、提案に対して寄せられるコメントを検討し、IFRS第9号の修正を進めるべきかどうかを決定した上で、IFRS第9号の修正を2017年内にできるだけ早く完了させるつもりであるとしている。

なお、2017年3月に開催されたASAF会議では、2017年6月から7月にかけてIASBによる再審議を行った上で、10月末までに最終化する旨のプロジェクト・タイムラインが紹介されている。

6 1名は、最近IASBボードメンバーに就任したことから棄権している。

## VI. おわりに

IASBは2017年3月のASAF会議において、2017年2月までのIASB会議における暫定決定の内容について、コメントがあるかどうかを質問している。これに対し、当委員会からは次の内容の発言を行っている。

- (1) 本論点に関しては、広範な議論の後にIFRS第9号が公表された経緯を考えると、コメント期間を最短にするほどの緊急性はないと考えられる。
- (2) 商品の類型ごとに例外を設けることは、基準の複雑性をより増大することにつながると考えられる。SPPI要件や基本的な融資の取決めの概念、単純なキャッシュ・フローの考え方を含むIFRS第9号の分類及び測定の考え方について包括的に見直す方がよいと考える。
- (3) IASBによる暫定決定の内容について、次の点を懸念している。
  - ① 「合理的な追加の補償」が「正の補償」である場合についても、その内容は市場金利要素のみに限定されるという新たな解釈を与える可能性があるのではないか。
  - ② 実務において、金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合とする判断が難しいのではないか。

当委員会は、本公開草案の提案内容は、2017年2月までのIASB会議における議論の内容から大きな変更点はないと考えており、今後、ASAF会議における発言に基づいて対応を検討した上で、本公開草案に対して意見発信を行う予定である<sup>7</sup>。

7 執筆日現在の状況に基づいて記載している。